

令和 5 年度
第 9 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎 3 階

第 3 研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第9回総会 議事録

令和5年11月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 買受適格証明願（3条許可）決定について

議案第6号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：17名）

1 番 酒井 敏夫	2 番 （欠席）
3 番 奥 智子	4 番 熊澤 宣明
5 番 （欠席）	6 番 林 泰江
7 番 近藤 篤誼	8 番 佐野 正実
9 番 岩田 健司	10 番 酒井 正明
11 番 小島 かな子	12 番 内藤 秀基
13 番 青山 真由美	14 番 佐々 均
15 番 浅野 富士男	16 番 星野 幸代
17 番 成瀬 宏満	18 番 杉本 ひろ子
19 番 江寄 正雄	

（農地利用最適化推進委員：15名）

1 番 木村 光雄	2 番 伊藤 末雄
3 番 伊藤 則夫	4 番 後藤 一敏
5 番 重松 健三	6 番 柴山 守男

7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

8 番 浅井 孝義
10 番 (欠席)
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 (欠席)

<欠席委員>

(農業委員：2名)

2 番 岩田 良彦

5 番 坂井 利弘

(農地利用最適化推進委員：2名)

10 番 立山 克生

16 番 大宮 憲治

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第9回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０５分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第９回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１７名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１２番 内藤秀基委員さん、１３番 青山真由美委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

議案第１号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転９件です。詳細は、２ページから３ページとなります。４８番、４９番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。５０番、５１番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。５２番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。３ページの５３番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。５４番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。５５番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。５６番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第３条許可９件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用1件です。詳細は、5ページをご覧ください。6番につきましては、通路として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第4条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、それから、関連がございますので、議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。提出議案の13ページをご覧ください。

議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。詳細は14ページをご覧ください。3番につきましては、分家住宅を建築するため、令和5年10月20日付けにて許可を受けましたが、夫婦の共有名義に変更するため、再度転用の申請を行うものです。今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、7ページ議案第3号162番として上程されております。つづきまして、提出議案の6ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転16件、賃借権設定5件、使用貸借権設定5件です。詳細は、7ページから12ページとなります。7ページの160番から9ページの170番につきましては分家住宅、171番につきましては自己用住宅、172番につきましては障害福祉サービス事業所、173番につきましては寄宿舎を建築するものです。以上、14件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。174番から10ページの177番につきましては駐車場、178番につきましては駐車場兼資材置場、179番につきましては駐車場兼物干し場、11ページの180番から183番につきましては資材置場として利用されるものです。184番につきましては、砂利採取のため一時的に利用されるものです。12ページの185番につきましては、営農型太陽光発電設備を設置するため一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、173番、178番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可26件、事業計画変更1件につきまして、宜しくご

審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「買受適格証明願（3条許可）決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

買受適格証明願について簡単に説明させていただきます。この証明は、裁判所の競売または税務署や一宮市の納税課が行う公売で、物件が農地である場合、入札の参加資格を証明するためのものです。競売、公売の公告の資料の中で、この証明がないと入札に参加できない旨が案内されています。この買受適格証明願には、2種類あり、農地を耕作する目的で入札するための3条許可の証明と、農地を資材置場や駐車場に転用する目的で入札するための5条許可の証明の2種類があります。それぞれの証明を発行する許可の要件としましては、通常の農地法3条の許可、5条の許可と同じです。この証明はあくまで入札に参加するためのものになりますので、入札が終了し、落札者が決定した場合は、落札者が落札決定通知をもって、再度、3条許可、または5条許可の本申請をします。その本申請が、今回ご審議いただく買受適格証明願の内容と同一であれば、農業委員会総会に再度お諮りすることなく、会長の専決をもって3条の許可書の交付、または5条許可申請を一宮市長に進達し、市長許可での許可書の交付をすることとなります。それでは、提出議案の15ページをご覧ください。

議案第5号は、買受適格証明願（3条許可）意見決定についてです。

今月の申請は、1 件です。詳細は、1 6 ページをご覧ください。4 番につきましては、経営拡大のために所有権を移転する目的で、名古屋国税局が行う公売に参加するために、3 条許可の証明の申請をするものです。

以上、買受適格証明願（3 条許可）1 件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第 5 号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の 1 7 ページをご覧ください。

議案第 6 号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、1 8 ページから 1 9 ページとなります。1 9 ページの 1 番から 3 番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第6号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「現況証明報告について」
 - ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから10ページの所有権移転25件、賃借権設定2件、使用貸借権設定5件、通行地役権設定1件です。11ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、12ページから13ページの7件です。14ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、15ページの2件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

閉 会（午後2時25分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 内藤 秀基

署名者 青山 真由美